

定期試験欠席届取扱要項

平成 25 年 1 月 24 日
教務委員会決定

(目的)

第 1 条 この要項は、やむを得ない事由により所定の期日に定期試験（中間試験・期末試験）を受験できなかった者に対し、必要な事項を定める。

(事由)

第 2 条 前条に定めるやむを得ない事由は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 病気・けが
- (2) 災害及び不慮の事故
- (3) 二親等以内の親族の死亡
- (4) 教育実習
- (5) 小樽商科大学学生の派遣留学に関する規程による留学
- (6) その他前各号に準ずる事由

(手続)

第 3 条 やむを得ない事由のため定期試験を受けることができない者は、原則として定期試験開始までに教務課に連絡し、かつ試験実施日を含め 3 日以内（申請期限日が休業日の場合は、その翌日まで）に定期試験欠席届（別紙様式）を教務課に提出しなければならない。

2 前項の欠席届には、病気・けがの場合にあつては医師の診断書、その他の場合にあつては、その事由を証明する書類を提出しなければならない。ただし、前条第 4 号及び第 5 号においては、教務課によって当該事項に係る事実確認ができた場合は、その事由を証明する書類の提出を要しない。

3 教務課は適式に提出された定期試験欠席届を、試験科目を開講する教員に送付する。教務課は教員に対して、代替措置の可否等について速やかに教務課へ回答するよう依頼するものとする。

なお、具体的な代替措置の内容や手順については、申請者の事情を勘案しつつ、教員の裁量に委ねられるものとする。

附 則

この要項は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式

平成 年 月 日

教育担当副学長 殿

平成 年度生
学生番号 _____
氏 名 _____
連絡先 携帯電話： _____
自宅電話： _____
E-mail： _____

定期試験欠席届

下記事由により平成 年度（前・後）期定期（中間・期末）試験を欠席いたしましたので、必要書類を添付のうえ、お届けします。

記

1. 事由（詳細に記入すること。） _____

2. 欠席日及び科目等

	試験日・時限	科目名（省略しないこと・外国語科目はクラス名も記入）	担当教員氏名	教務課確認印
1	月 日 曜日 講目			
2	月 日 曜日 講目			
3	月 日 曜日 講目			
4	月 日 曜日 講目			
5	月 日 曜日 講目			

※欠席事由を証明する書類等を必ず添付すること。（添付なきものは無効である。）

※教務課確認印がない科目は無効である。